

# 災害関連緊急治山事業（国庫）

## ◎事業の内容

風水害により発生した荒廃山地で、次期降雨等による荒廃の拡大若しくは土砂・土石、流木の流出により被害を与える恐れがあると認められるもので、公共の利害に密接な関係を有し民生安定上放置しがたいもので、**当該発生年に緊急に復旧整備する治山事業**

## ◎施行主体

県

## ◎負担率

国 2/3 県 1/3

## ◎採択基準

- ・ 鉄道、高速道路、国道、県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの、利用区域面積500ha以上の林道、及びその他公共施設のうち重要なものに**被害を与える**と認められるもの
- ・ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに**被害を与える**と認められるもの
- ・ 人家10戸以上に**被害を与える**と認められるもの